

東浦町週休2日制工事実施ガイドライン（土木工事）

（目的）

第1条 このガイドラインは、建設業の持続的な発展のため、建設現場の労働環境の改善、将来の担い手の確保、多様な働き方の実現に向けた取り組みの一つとして、東浦町が発注する建設工事のうち、週休2日制工事を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 このガイドラインにおける用語は次のとおり定義する。

（1）土木工事

愛知県積算基準及び歩掛表【土木工事編】若しくは水道事業実務必携を適用する工事

（2）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所で事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態

（3）工事完成日

完成通知書提出日

（対象工事）

第3条 東浦町が発注する設計金額（税込み）200万円を超える土木工事で、単価適用日が令和8年10月1日以降の全ての工事を対象とする。ただし、次のいずれかに該当する工事は除く。

（1）著しく施工期間が短い工事

（2）通年維持工事等小規模な現場が点在する工事

（3）緊急の応急復旧工事

（4）その他、発注者が週休2日制工事に適さないと判断した工事

（形式）

第4条 形式は次のとおりとする。また達成状況の評価方法については、別に定める。

（1）完全週休2日（土日）

完全週休2日（土日）とは、対象期間（第5条）内において「土曜日」「日曜日」を基本の現場閉所日とすることをいう。1週間の定義は、「月曜日から日曜日まで」とする。

ただし、地元条件等により、土曜日又は日曜日に作業を行う場合は、同一週で土日に代わる現場閉所日（振替閉所日）を指定するものとする。

また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行っていれば、完全週休2日（土日）を達成しているとみなす。

（2）月単位の週休2日

月単位の週休2日とは、対象期間（第5条）内の全ての月ごとにおいて現場閉所率（現場閉所日数／対象期間日数）が28.5%（4週8休）以上であることをいう。

暦上の土曜日・日曜日の現場閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

(3) 通期の週休2日

週休2日とは、対象期間（第5条）内において現場閉所率（現場閉所日数／対象期間日数）が28.5%（4週8休）以上であることをいう。

(対象期間)

第5条 対象期間は契約締結日の翌日（フレックス工期を適用する場合は工事の始期）から工事完成日までのうち、以下の非対象期間を除いた期間とする。

- (1) 準備期間（契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間で、現場事務所等の設置、測量はこの期間に含む。）
- (2) 後片付け期間（施工を完了した日の翌日から工事完成日までの期間）
- (3) 夏季休暇（3日間）
- (4) 年末年始休暇（6日間）
- (5) 工場製作のみの期間
- (6) 工事全体を一時中止している期間
- (7) 発注者が週休2日の対象外とする作業を実施する期間（施工条件や地元条件、災害対応等、受注者の責によらず週6日以上現場作業を余儀なくされる期間）

(取組内容)

第6条 取組内容は、次のとおりとする

- (1) 発注者は、特記仕様書の「施工条件の明示」において、以下のことを明示する。
 - ア このガイドラインの対象工事であるか否か
 - イ 週休2日を実施しない工事の場合はその理由
 - ウ 対象工事の場合で、第5条第7号に該当する週休2日の対象外の作業を設定する場合はその内容
- (2) このガイドラインの対象工事は、工事名の末尾に「（週休2日）」を追記する。
- (3) 対象工事の受注者は、当初施工計画書（工場製作を伴う場合は、現場施工計画書）に、実施する週休2日の形式を記載するものとする。
- (4) 対象工事の受注者は、工事完成日までに実施結果表（様式2）を作成し、提出するものとする。
- (5) 発注者が週休2日制工事等に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。

(工事成績評価)

第7条 工事成績評価については、次のとおりとする

- (1) 「完全週休2日（土日）」が達成された場合、工事成績評価表の「5 創意工夫 I 創意工夫【その他】」において評価する。（2点）
- (2) 「月単位の週休2日」が達成された場合、工事成績評価表の「5 創意工夫 I 創意工夫【その他】」において評価する。（1点）
- (3) 「通期の週休2日」が達成された場合、工事成績評価表の「5 創意工夫 I 創意工夫【その他】」において評価する。（0.5点）

(取組証の発行)

第8条 取組証は総合評価において取組実績を証明するものとなる。受注者が取組証の発行

を希望する場合は、工事完成日までに監督員に申し出ること。あわせて週休2日の実施結果を確認できる資料（現場閉所日及び非対称期間を明示）を提出すること。その場合、発注者は、完成検査後、受注者に対して検査結果通知書に添えて、「週休2日制工事取組証」（様式第1）を発行するものとする。ただし、最終契約金額が1,000万円未満の工事については、取組証を発行しない。

附 則

このガイドラインは、令和7年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和8年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和8年10月1日から施行する。

様式第 1

年 月 日

週休 2 日制工事取組証

名称

代表者名（契約の相手方）様

東浦町長

印

以下のとおり証明する。

工 事 名		
本 工 事 の 業 種 ※ 1		
最 終 契 約 金 額 ※ 2	金	円
引 渡 し 年 月 日 ※ 3	年 月 日	
週 休 2 日 の 形 式		完全週休 2 日（土日）
		月単位の週休 2 日
		通期の週休 2 日

※ 1（例）土木工事の場合は P C 工事を含むため、「土木工事業（P C 工事除く）」と記載

（例）P C 上部工事の場合は「プレストレストコンクリート工事」と記載

※ 2 最終契約金額が 1,000 万円未満の工事は取組証の発行は対象外とする。

※ 3 完成検査合格通知書に記載の引渡し年月日を記載

様式第 2

実施結果表について

工事名	当初契約日	工期（最終変更）			工事完成日	週休 2 日実績				未達成	備考（週休 2 日その他の内容、未達成の理由等）
		工期開始	～	工期末		完全週休 2 日（土日）	月単位の週休 2 日	通期の週休 2 日	その他		
【記載例】 舗装道修繕工事（週休 2 日）	R8.11.1	R8.11.15	～	R9.3.15	R9.3.1					○	〇〇のため
			～								

- ・ 工事完成日までに作成のうえ提出してください。記載内容については、「記載内容」シートを参照してください。
- ・ 達成した「週休 2 日実績」に「○」をつけてください。「その他」又は、「未達成」の場合は、備考欄に記載してください。
- ・ 本様式提出時には、週休 2 日の実施結果を確認できる資料（現場閉所日及び非対称期間を明示）の添付は不要です。※
※取組証の発行を希望する場合は、工事完成日までに監督員に申し出るとともに、週休 2 日の実施結果を確認できる資料（現場閉所日及び非対称期間を明示）を提出してください。